

八丈町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24. 3. 31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B) / (A)	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	8,082	9,515,359	175,546	1,151,911	12.1	13.6

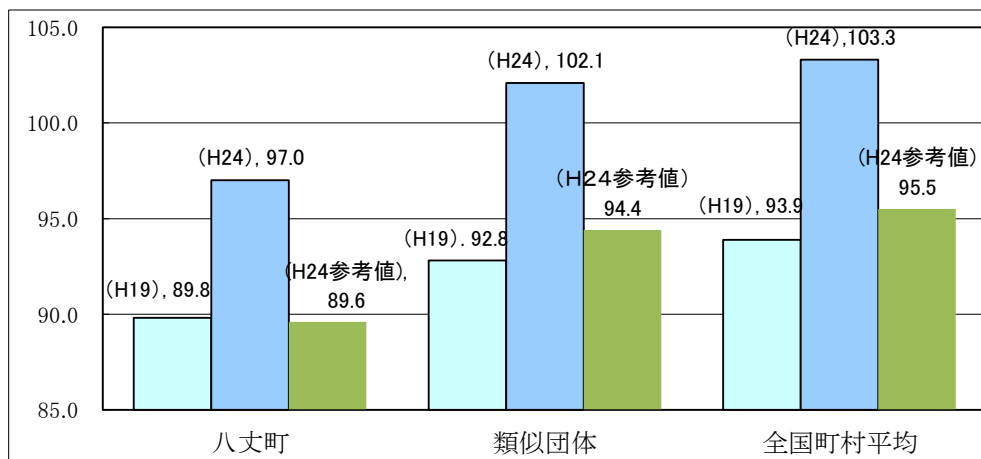
(注) 人件費には、退職手当、共済費、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B) / (A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	166	467,536	78,159	164,027	709,722	4,276

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(4) 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
八丈町	37.3 歳	258,800 円	300,754 円	285,925 円
東京都	42.3 歳	328,251 円	460,587 円	409,876 円
国	42.8 歳	(減額前)329,917 (減額後)304,944 円	-	(減額前)401,789 (減額後)372,906 円
類似団体	43.1 歳	314,214 円	376,072 円	340,467 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A (国ベース)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似業種	平均年齢	平均給与月額 B		
八丈町	47.6歳	11人	234,000円	257,040円	247,173円	-				
うち	調理員	46.3歳	8人	224,000円	249,045円	238,888円	調理士	42.2歳	251,200円	0.99
	うち自動車運転転手	*	*	*	*	*				
	うち作業員	*	*	*	*	*				
東京都	47.3歳	1,681人	301,846円	412,232円	376,425円					
国	49.7歳	3,479人	(減額前) 285,030円 (減額後) 270,465円	-	(減額前) 323,181円 (減額後) 307,506円					
類似団体	49.2歳	6人	271,129円	291,619円	281,747円					

区分	参考 年収ベース		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
八丈町	-	-	-
うち調理員	3,907千円	3,367千円	1.16

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20、21、22年の平均)
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではない。
 ※ 年収ベースの「公務員(C)及び(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては年間賞与等の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合個人情報が特定されるため、平均給料月額の欄等を(*) (以下同様)としています。

(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区分	八丈町	東京都	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	181,200 円	総合職 (減額前) 181,200 (減額後) 172,557 一般職 (減額前) 172,200 (減額後) 163,987 円
	高校卒	140,100 円	142,700 円	(減額前) 140,100 (減額後) 133,418 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（24年4月1日現在）

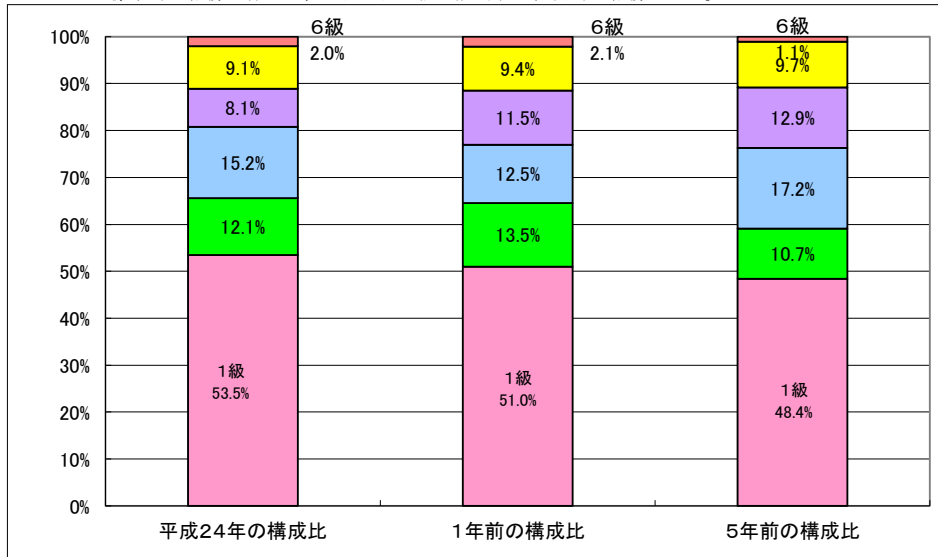
区分	経験年数10年～14年	経験年数15年～19年	経験年数20年～24年	
一般行政職	大学卒	223,000 円	285,100 円	346,800 円
	高校卒	211,900 円	248,600 円	297,900 円
技能労務職	205,500 円	212,200 円	244,400 円	

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	統括課長	2人	2.0%
5級	課長	9人	9.1%
4級	統括係長	8人	8.1%
3級	係長	15人	15.2%
2級	主任	12人	12.1%
1級	主事	53人	53.5%

- (注) 1 八丈町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、前年の1月から12月を評定期間として、毎年1月に全職員に対して勤務成績の評定を実施。

標準で4号俵加算することとし、評定結果により、昇給区分を+2号俵(最上位)、+1号俵(上位)、-1号俵(下位1)、-2号俵(下位2)、-3号俵(下位3)、昇給なし(下位4)に分け、毎年4月1日の昇給日に反映させています。

平成23年4月1日の昇給対象職員(含公営企業職員)の昇給については、次のとおりである。

管理職(標準昇給号数を3号俵に抑制)は、15名中、最上位1名・上位4名であった。

同じく係長級は、51名中、最上位3名・上位7名であった。

その他の職員の行政系職員は、115名中、最上位5名、上位12名、下位(1)4名、下位(2)1名、下位(3)2名であった。

その他の職員の医療系職員は、35名中、最上位1名、上位8名であった。

その他の職員の技能系職員は、20名中、最上位1名、上位5名、であった。

上記以外の職員は、標準の昇給数である。(年齢による抑制措置有り)

区分	全職種(企業職含む)	
24年度	対象職員数 A	241
	勤務成績の区分が「上位」又は「最上位」に決定された職員数 B	29
	比率 B/A	12.0%
23年度	対象職員数 A	236
	勤務成績の区分が「上位」又は「最上位」に決定された職員数 B	30
	比率 B/A	12.7%

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月を評定月として全職員に対して勤務成績の評定を実施。

上記の評定結果により、昇給と同様に毎年6月1日及び12月1日を基準日とする勤勉手当の成績率に反映させています。

八丈町	都	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,076千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,635千円	-
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階加算 3~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階加算 3~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階加算 5~20%

(2) 退職手当(24年4月1日現在)

八丈町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	24.25 月分	35.00 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	32.50 月分	45.50 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	49.75 月分	59.20 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.20 月分	59.20 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	自己都合 3,364千円				
1人当たり平均支給額	勸奨・定年 20,610千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(24年4月1日現在)

八丈町は地域手当制度を導入しておりません。

(4) 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	2,307 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	37,209 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	35.2 %		
手当の種類(手当数)	6種類		
代表的な手当の名称 (額・支給者の多い手当)	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	徴収事務に従事した職員	徴収又は滞納整理業務	日額250円
深夜業務手当	消防職員	消防職員の深夜業務	1当番700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	30,115 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	251 千円

(6) その他の主な手当 (24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者 13,000円 扶養親族 6,500円 配偶者がいない場合の扶養親族1人目 11,000円 16歳から22歳の子についての加算 5,000円	同		17,181 千円	248,986 円
住居手当	世帯主等(公舎居住者を除く)である職員に支給 賃貸住宅(支給限度額) 27,000円	同		14,220 千円	229,344 円
通勤手当	通勤のために自動車等交通用具使用を常例とする職員に支給 交通機関利用者(支給限度額) 55,000円 交通用具使用者 通勤距離2km以上5km未満 2,000円 通勤距離5km以上10km未満 4,100円 通勤距離10km以上15km未満 6,500円 通勤距離15km以上 8,900円	同		3,910 千円	35,223 円
管理職手当	管理職員に支給(20年度から定額化) 6級統括課長 62,300 5級課長 59,500 課長補佐 55,500	異	支給対象者が異なる	9,900 千円	707,122 円
管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の必要により休日等に勤務した場合に支給 12,000円以内	同		180 千円	8,000 円

5 特別職の報酬等の状況 (24年4月1日現在)

区分	給料	月額		
		額	等	
給料	町長	776,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 355,000 円	
	副町長	659,000 円	675,000 円 / 304,500 円	
	議 長	300,000 円	370,000 円 / 205,000 円	
報酬	副議長	220,000 円	320,000 円 / 164,900 円	
	議 員	200,000 円	300,000 円 / 145,500 円	
	町長	(23年度支給割合) 2.95 月分		
期末手当	副町長	(23年度支給割合) 2.95 月分		
	議 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
	副議長	776,000円×在職年数×4.0	12,416,000	任期毎
退職手当	副町長	659,000円×在職年数×3.0	7,908,000	任期毎
	備考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

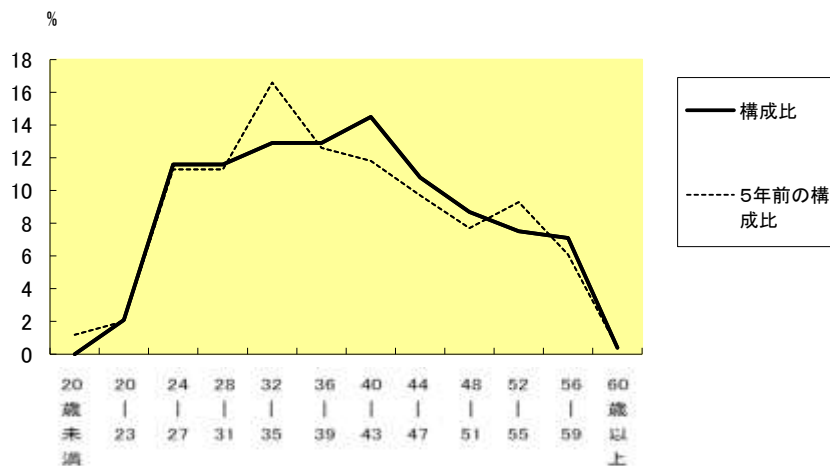
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成23年	平成24年		
普通会計部門	議会	3	3	0	事務統廃合縮小(▲2) 欠員不補充(▲1)その他(5)業務増(2)
	総務	31	33	2	
	税務	8	10	2	
	労働	0	0	-	
	民生	48	47	-1	
	衛生	15	13	-2	
	農水	9	10	1	
	商工	4	4	-	
	土木	11	10	-1	
	計	129	130	1	
普通会計部門	教育部門	14	16	2	業務増(2)
	消防部門	23	23	-	
	小 計	166	169	3	
公営 企業計 等部 門	病院	45	47	2	業務増(1)欠員補充(1) 事務統廃合縮小(▲1)その他(▲1)
	水道	9	7	-2	
	交通	11	11	-	
	その他	6	8	2	
	小 計	71	73	2	
合 計	237	242	5		
		[275]	[275]		

(注) 1 職員数は一般職(教育長含)に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(24年4月1日現在・教育長を除く)



区 分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0	5	28	28	31	31	35	26	21	18	17	1	241

(3) 職員数の推移

(単位 人)

部 門	区 分	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減
一般行政	職員数	128	127	126	126	129	130	2
教 育	職員数	17	16	13	13	14	16	▲1
消 防	職員数	23	23	23	23	23	23	0
公営企業等	職員数	80	80	79	72	71	73	▲7
計	職員数	248	246	241	234	237	242	▲6

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数